

CCC クラブ会則

第1条 名称

本クラブは正式名称を【Camel. Camping car. Club】(以下本クラブという)といい、一般呼称を【C・C・C】(シーシーシー)という。

第2条 目的

本クラブはキャンピングカーを中心としたキャンプ活動を通じて会員相互の親睦とオートキャンプの発展普及に寄することを目的とする。

第3条 構成

本クラブはメーリングリストとキャンピングクラブの二つで構成され、その名称は「CCCメーリングリスト」と「C.C.Cクラブ」という

C.C.Cメーリングリストと、(以下CCC-MLという)C.C.Cクラブ会員MLを完全分離しCCC-MLは、メンバーの情報共有、クラブMLは、クラブ員の連絡用とする。

クラブ会員によるキャンプ会は定例会とし、運営役員会が協議の上、事前に年間スケジュールを定めC.C.C-ML会員を対象としたキャンプはオフ会とし、誰もが自由に開催できる事とする。

第4条 CCC-クラブ会員の資格

本クラブの会員は、キャンピングカー(宿泊出来る仕様であれば車種は問わない)及びキャンピングトレーラーの所有者、並びに将来所有する予定の者でメーリングリスト【C・C・C】に参加した者に限るが、ネット環境が整っていない方の場合は考慮する。

会員は次の理由によってその資格を喪失する。

- ・退会したとき。
- ・本クラブが解散したとき。
- ・総会若しくは臨時総会によって除名された時。

第5条 会費

1) クラブ会員は、1家族につき入会金¥3,000(初年度のみ)年会費¥2,000の有料制とする。(一度退会した場合は再入会時に入会金は発生する)

入会時にクラブ員専用のステッカー及び定例会時に名刺を入れる為の名札入れを配布する。(年度によっては変わる可能性があります)

2) 会の備品(テントや暖房具)や必要経費及びクラブ総会費用・HP等のサーバー費などは入会金や年会費から賄う事とする

第6条 運 営

本クラブは下記の運営を行う

- 1) 月1回以上の定例会を行う
- 2) 年一度の全国規模のキャンプを行う
- 3) メーリングリストによるキャンピングカーに関連する全ての情報交換。
- 4) 共同購入などによる格安での部品や備品の購入&設置

第7条 運営組織

- 1) クラブ部長を1名置き、全国を下記の5ブロックに分けてリーダーを選出し、会計・監査を置き、会の運営を行う事とする（運営役員会）
北地区（北海道・東北）
首都圏地区（東京・埼玉・栃木・神奈川・千葉・山梨・群馬・茨城）
中部地区（静岡・愛知・岐阜・長野）
北陸地区（石川・富山・新潟・福井）
西地区（近畿・中国・四国・九州）
- 2) 地区リーダーは1名から3名以内とし、地区リーダー・会計・会計監査役は1年ごとに交代とする
- 3) クラブ部長はCCCクラブ総会で協議の上、選出する事とする（クラブ部長は地区リーダー・会計・監査役の人事権を持つ）

第8条 幹事

各定例会の幹事が、有料時の会計報告も含めたキャンプ会毎の責任者となる。

会計監査は、有料定例会の会計報告も対象とする。

（有料定例会及びオフ会の会計報告はキャンプ終了後2週間以内にML内にて行う）

第9条 免 責

本クラブの主催する例会・行事・オフ会に参加する際は現地集合・現地解散とし、催事場内において万一事故等が発生した場合は各自の責任とし、主催側には一切の責任を問わないものとする。

附 則

- 1) 本会則は社会通念上必要と思われるときはクラブ総会若しくは臨時総会などにて増改廃案を行う。
- 2) クラブ員本人の弔事の際、クラブ会費より1万円を支払う
- 3) 以上の会則は改正案とし2009年4月1日から施行する。